

学校で学び合う 地域で学び合う 生涯学びつづける

～誰もが、障害の有無にかかわらず
共に学び、共に生きる共生社会の実現に向けて～



兵庫県教育委員会

学校で学び合い 地域で学び合い 生涯学びつづける

～誰もが、障害の有無にかかわらず
共に学び、共に生きる
共生社会の実現に向けて～

兵庫県では、障害のあるなしに関わらず、誰もが共に学び続けることのできる共生社会の実現をめざしています。

障害のある方がそれぞれのライフステージで夢と希望を持って学び続けることができるよう、教育、福祉等の関係者がスクラムを組みます。このような取組に、ご協力ください。

学校で学び合う

同年代の友だちとの学校間の交流、居住地の友だちと居住地校交流等とおして、学び合います。

地域で学び合う

地域の方の出前授業 や地域の夏祭り・秋祭りなど各種の イベントでの交流等とおして、学び合います。

生涯学びつづける

学校卒業後も障害のある方が生涯を通じて学び続けられる社会を目指すことで、障害のある方の社会参加・活躍を推進します。

学校で 学び合う

地域で学び合う

リーフレットの構成

- P 4 ① 学校での学び
- P 7 ② 学校の外での学び
- P10 ③ 共に生きる社会に関するQ&A
- P11 ④ 関係者のネットワーク
- P12 ⑤ 相談機関等一覧



交流及び共同学習（高等学校）



青い鳥学級生と小学生の交流



書道パフォーマンス

兵庫がめざす 特別支援教育 と 障害者の生涯学習

すべての子どもが認め合い、
安心して学べる環境

すべての学校園において、すべての幼児児童生徒が、互いを認め合い、持てる力を十分発揮し、自己実現に向けて集団の中で安心して学ぶことができる。

幼児児童生徒に応じた 合理的配慮の提供

障害のある幼児児童生徒が、個別の教育支援計画等の引継ぎにより適切な合理的配慮が提供され、学習することができる。

縦の連携

切れ目ない一貫した支援

学校における支援の効果をより高めるため、障害のある幼児児童生徒が、保護者や保健・福祉、医療、労働等の関係機関との連携による、切れ目ない一貫した支援を受けることができる。

横の連携



兵庫県特別支援教育第三次推進計画
イメージ図

生涯を通じた学びの充実

障害のある方の学習機会の充実

障害者権利条約の批准等を踏まえ、誰もが障害の有無にかかわらず、共に学び合える学習機会を提供するため、関係機関や団体との連携を図る。

取り組む方策

障害のある方の生涯学習を支える持続的・総合的なネットワークを形成しモデル化していく。

障害のある方が様々な学びの機会に参加できる場を創り、伝え、広げていく。

- 各地域で障害のある方の社会参加と活躍を推進する。
- 各地域における支援人材の増加と障害への理解を増進する。
- 障害のあるなしにかかわらず暮らしやすい共生社会の実現をめざす。

1 学校での学び

0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 6歳 7歳 8歳 9歳 10歳 11歳 12歳 13歳 14歳 15歳 16歳 17歳 18歳 19歳 20歳

保育所・こども園・幼稚園 ・ 小学校 ・ 義務教育学校 ・ 中学校 ・ 高等学校 就職・進学等

●乳児検診
●6か月健診
●1歳6か月児健診
●3歳児健診

●幼稚園入園
●幼稚園
●特別支援学校(幼稚部)
(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由)

●小学校入学
●通常の学級
●通級による指導
●特別支援学級
●特別支援学校

●中学校入学
●通常の学級
●通級による指導
●特別支援学級
●特別支援学校

●高等学校入学
●通常の学級
●通級による指導
●特別支援学校

●5歳児健診
●就学前健診
●教育支援委員会

●内科・歯科等健診(各校)
●教育支援委員会

●交流及び共同学習
(学校間・居住地校交流、副籍)
共に学び、共に生きる

●特別支援学校 保育相談部(聴覚障害)
●0歳児教育相談
●早期療育・早期教育

●兵庫県特別支援学校 技能検定

●特別支援学校 保育相談部(聴覚障害)
●0歳児教育相談
●早期療育・早期教育

●特別支援学校 技能検定

●特別支援学校 技能検定

保育相談部・幼稚部
小学部
中学部
高等部
就職・進学等

●サポートファイル ●個別の教育支援計画 ●個別の指導計画 ●兵庫県版「中・高連携シート」 ●移行支援計画

参考となる資料もあるよ

保 教 は、保護者向けに、
保 教 は、主に教員向けに作成した資料です。

①～⑥は特別支援教育課HPから、

⑦～⑨は県立特別支援教育センターHPからダウンロード可能

①教育・家庭・福祉の連携マニュアル

②特別支援学校の子どもたちに「副次的な学籍(副籍)」を

③学校における医療的ケア

④中学校と高等学校の連携を図った特別支援教育の推進

⑤兵庫県立高等学校における特別な教育的ニーズへの対応

⑥高等学校の通級による指導

⑦高等学校における特別支援教育

⑧小・中学校教職員のための特別支援教育ハンドブック

⑨高等学校における障害のある生徒等への進路指導ガイド

早期からの教育相談・支援

就学にあたって、学校及び市町組合教育委員会は、障害のある児童生徒を地域で受け入れるという意識を持って、就学相談・就学先決定に臨みます。そして、本人・保護者に対して、健康、学習、発達、成長という観点を大切に、十分な情報提供を行いながら、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図ります。

保護者や教育、医学等の専門家の意見を聞きながら、市町組合教育委員会が総合的に判断し、就学先を決定します。

幼→小→中→高等学校卒業後への支援の引継ぎ

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒が、幼稚園等から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校へ進学した後も、入学当初から切れ目なく一貫した支援が受けられるよう、全県で体制を整備しています。

個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成していない場合でも、中学校等での生活や学習状況などをまとめた「中・高連携シート」を使って引継ぎを行うことができます。(卒業時は、移行支援計画)

教育・家庭・福祉の連携

県教育委員会では、学校と放課後等デイサービス事業所等が連携した支援体制を構築するため、家庭、教育、福祉における一貫した支援を組織的かつ計画的に進めるための方策を研究し、活用できる「教育・家庭・福祉の連携マニュアル」を作成しました。

- 安心・安全性** ・児童生徒の引き渡しや訪問のルール等を決める。
・緊急時の対応等も含めた必要な情報を共有する。
- 一貫性** ・学校でも事業所でも家庭でも一貫した指導・支援を行えるよう情報を共有する。
- 合理性** ・どの学校、どの事業所でも、同様の理解に基づく連絡・連携体制等を整備する。

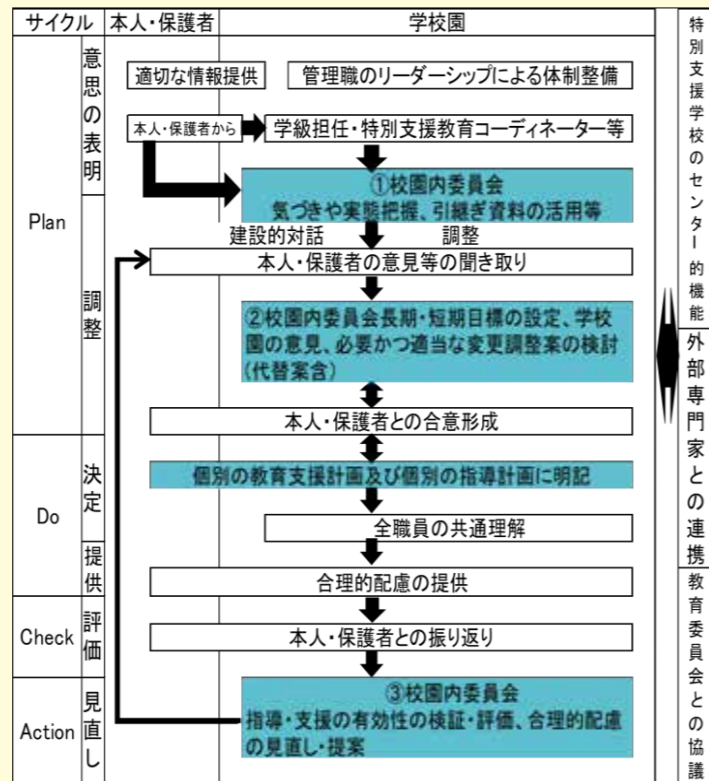
学校における合理的配慮の提供

障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。障害のある子どもに対し、その状況や必要に応じて、右表の合理的配慮の提供のプロセス例によりすすめられます。詳しくは各校にお問い合わせください。

合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

- ・視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすこと。
- ・聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減すること。
- ・板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること。
- ・入学試験や検定試験において、公平性を担保する範囲内で、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、例えば別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること。

合理的配慮提供のプロセス例



2 学校の外での学び

私たちがいろいろなことを学ぶ場所は、学校ではありません。在学中も学校を卒業した後も、学校の外で、興味のあること等を学び続ける人は多くいます。あなたの住む街にもダンスや料理、書道、パソコン教室など、様々な学びの場があります。また、地域の施設や働く場所で学ぶこともあります。

こうして、学校をはじめ、多様な場で学ぶこと、人生を通して学び続けることを、生涯学習といいます。ここでは、障害のある方が学び続けることができる、様々な学びの場について紹介します。

いいね！こんな学び場

兵庫県身体障害者社会学級

本県では、障害のある方が、社会人としての幅広い教養や実用的な知識・技能を習得するとともに、学級生以外の方との交流の場を通して相互理解を深め、共に生きる喜びを創造できるよう、学びの場を提供しています。

- ・ **青い鳥学級**
対象：義務教育修了年齢以上の視覚障害者
県内に6学級8教室
- ・ **くすの木学級**
対象：義務教育修了年齢以上の聴覚・言語障害者
県内に6学級7教室
- ・ **たけのこ学級**
対象：義務教育修了年齢以上の進行性筋ジストロフィー症者(進行性筋萎縮症)
兵庫中央病院内に1学級



公民館登録グループとの「折り紙教室」



青い鳥学級生と小学生の交流

○学習内容の一例紹介○

- ・芸術鑑賞や史跡見学、歴史講座など、文化や教養に関わる講座
- ・音楽講座、詩吟講座、料理教室、陶芸制作など、実用的な講座
- ・健康体操やブラインドボールウォーキングなど、レクリエーション講座
- ・朗読サークルや図書館ふれあい交流会など、他の各種団体、学校、学級生以外の方との交流を図る講座

社会教育施設における学びの場

公民館や図書館、博物館等の社会教育施設では、合理的配慮を提供した上で障害のある方も参加できる事業を企画・開催しているところがあります。また、公民館などで青年学級を開催しているところもあります。

地域でつくる学びの場

本県では、地域と学校が連携・協働して、子どもたちの成長を支えるための「地域学校協働活動」が各地で展開されています。学校の授業や体験教育への支援のほか、放課後等の学習支援やスポーツ、文化体験など、障害の有無にかかわらず、子どもたちが地域の方たちとふれあいながら学ぶ場となっています。

障害福祉サービスにおける学び

障害者支援施設や事業所では、障害福祉サービスとして、文化芸術活動やスポーツ活動、学習活動、自立生活センター等における自立生活プログラムや学習活動等の参加に不可欠なサービスを提供しているところがあります。また、就労系障害福祉サービス事業所において、生産活動としてアート活動をしていたり、福祉的就労をする障害者の生きがいをづくりプログラムとして、学びの場を設定していたりする施設もあります。



ビジネスマナーを学ぶ

内容は、一般就労のために必要なビジネスマナーなどの技能・知識を身につけるプログラムや、自立して生きていくために必要な、家計の管理、掃除や料理について学ぶ講座、ボランティア活動を通じた人間関係づくりを学ぶ場など多岐にわたります。



ボランティア活動を通じた人間関係づくり

大学等における学び

働く上で必要なことを学んだり、自分のできることを広げたりするため、働いてからも、もう一度、学校に通うことがあります。学びの場は、大学や専門学校などの教育課程のほか、特別支援学校の同窓会活動、大学の公開講座等で障害者を対象とした講座など、様々なものがあります。

(大学での学びの例)

【神戸大学・学ぶ楽しみ発見プログラム：KUPI】

神戸大学では、知的障害のある若者が、大学教育を通じ、学ぶことの楽しさを感じ、自己理解や他者理解、社会認識を深める場として、「学ぶ楽しみ発見プログラム」を実施しています。

(令和2年度プログラムの内容)

- 「障害共生教育論」：
神戸大学の授業に参加して、一般学生と話し合いながら共に学び、あるいは学び合う授業を創ります。
- 「よりよく生きるための科学と文化」：
教育学・哲学・音楽学・心理学・自然科学などの特別授業を受講します。
- 「話し合う！やってみる！」：
やってみたいことを話し合って計画を立て、神戸大学生と共に研究や創作活動を行います。等



民主主義について話し合う



ボッチャをやってみる

NPO法人や民間団体における学び

障害のある方が参加できる生涯学習の活動を行っているNPO法人や保護者会、民間団体等の活動があります。スポーツやダンス、音楽や絵画などの芸術、レクリエーションなどの活動を通し、仲間と共に学ぶ楽しさや自分自身を表現する喜びを経験することができます。実施頻度や活動内容は団体によりさまざまです。



身体を使ったパフォーマンス

—— 学びの中で生まれる「交流」 ——

生涯学習の場は、そこに参加する人の年齢や性別、立場を限定しません。毎日の生活では接することのあまりない様々な人たちと、学びの場を通じて共に活動し、心のふれあいを体験することで、他の場ではなかった交流が生まれ、参加者の生活や心を豊かにし、地域との結びつきを作りあげるきっかけになっています。

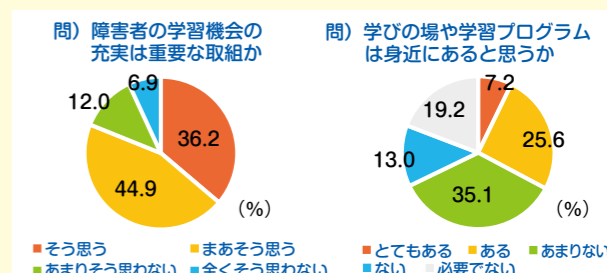


小学生と福祉学習でつながる

—— 学びの場への期待 ——

障害のある方を対象とした調査によると、「共生社会」の実現に向けて学習機会の充実が重要な取組であるという考えに、8割以上が賛同しています。一方、学習の場やプログラムが身近にあると感じている人の割合は3割程度と低く、学びの場はまだ身近にあるとはいえないのが現状です。

学習したい内容として、健康の維持・増進、スポーツ活動、社会生活に必要な知識・スキルの習得、余暇・レクリエーション活動という回答が多くあげられます。一方、学習を阻む要因として、一緒に学習する友人や仲間がいない、学習費用を支払う余裕がない、学ぼうとする障害者に対する社会の理解がないなどがあげられます。



出典：「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究-学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究-」（文部科学省 平成31年）

—— 学びの場への参加者の声 ——

(たけのご学級生の声)

- 僕たちにとって、学級は生活に欠かせない場です。
- 講座の内容を学ぶだけでなく、講座の先生に会えることも楽しみのひとつです。
- 講座で学んだことが趣味へつながったり、生きがいになったりしています。

(くすの木学級生の声)

- 普段会わない他市町の学級生やボランティアと交流できて有意義な時間をすごせた。
- 学習が学級生の要望によって決定された内容だったので満足した。

出典：令和2年度近畿地区「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」発表資料

(神戸大学KUPI 受講生の声)

- やっぱり「てつがく」は一緒に勉強する場所だと思いました。むずかしかったけど、楽しかった。
- 今日で火曜日の授業は終わってしまうけど、とても意味のある授業だったし、さみしくなるけど、また本格的に学びたいと思いました。
- KUPIのメンバーは、一緒にいると気が緩む。緩めてもいい存在。仕事の後にプログラムに来ていることに尊敬している。忙しくて大変だけど会いたい存在、挨拶をしているから話しやすくなった。勉強をこれからも続けたい。

出典：『神戸大学・学ぶ楽しみ発見プログラム』報告書（神戸大学大学院人間発達環境学研究所）

3 共に生きる社会に関する Q & A

Q 特別支援教育とは、何ですか？

A 障害のある子どもの、**自立と社会参加**に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、**適切な指導と必要な支援**を行うことです。

特別支援教育は、特別支援学校はもとより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の通常の学級を含めた**すべての学校**で行っています。

Q 障害のある子どもの学びの場には、どのような場がありますか？

A 学校においては、
 ●通常の学級 ●通級による指導
 ●特別支援学級 ●特別支援学校
 といった、**多様な学びの場**があります。

学校以外には、博物館等の社会教育施設、障害福祉サービス、NPO法人や民間団体等が行っている学びの場があります。

Q 医療的ケアが必要ですが、小・中学校で学ぶことができますか？

A 学ぶことができます。

医療的ケアの**実施体制の整備**を進めていますので、詳細については、居住する市町組合教育委員会の就園・就学相談窓口にお問い合わせください。

Q 共生社会とは、どんな社会ですか？

A 共生社会とは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える**全員参加型**の社会です。

障害者基本法に基づいて現在策定されている、国の第4次障害者基本計画においては、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」することが、基本方針にあげられています。

Q 障害のある方の生涯学習を進めるうえで大事な点は何ですか？

A 生涯学習は、スポーツや芸術活動から就労支援、働く中での学びまで様々な活動の中で行われます。社会教育の場においても、活動と学びを切り離すのではなく、活動の中における学びにも着目することが大切です。

特に、重要な視点として次のことがあげられます。

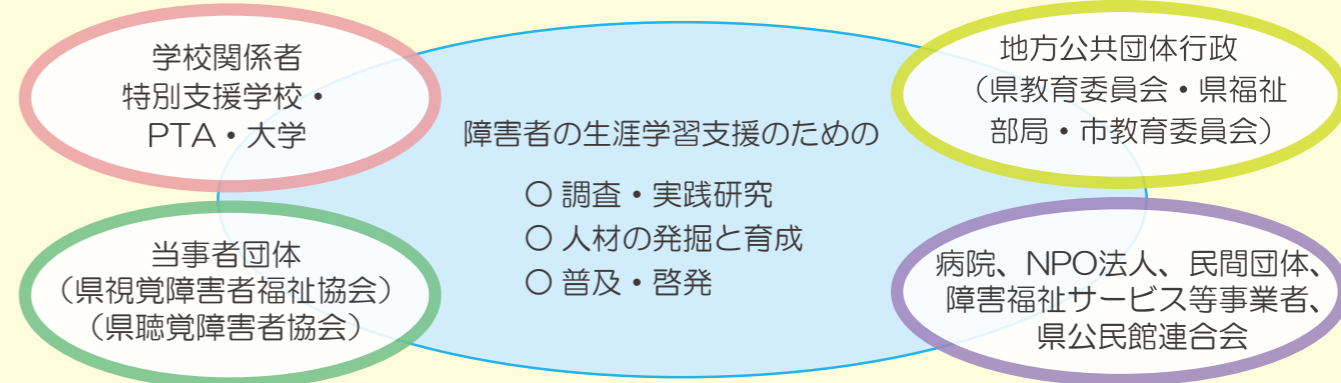
- 本人の主体的な学びを大切にすること
- 学校教育から卒業後の学びへと円滑に接続すること
- 福祉、労働、医療等の分野と連携すること
- 障害に関する社会全体の理解の向上をすすめること

4 関係者のネットワーク

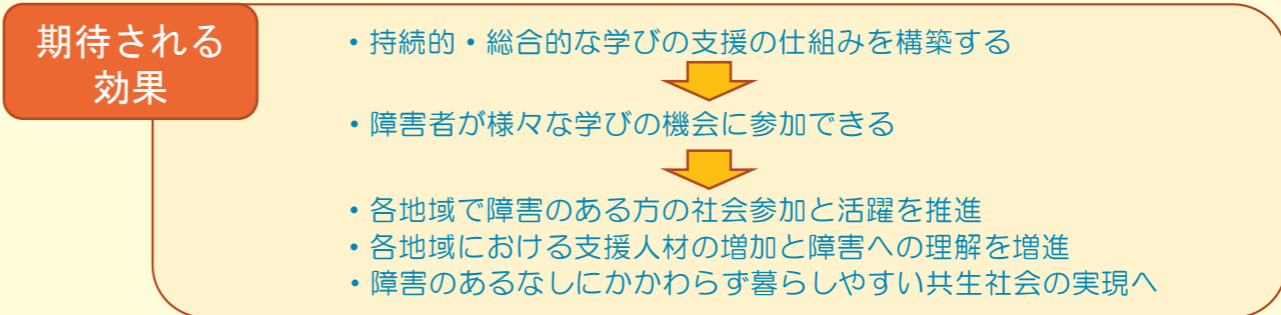
学校卒業後の障害者の学びを支援するための地域連携コンソーシアム構築事業

本県では、令和2年度より、学校卒業後の障害者の学びの場を拡充するため、行政が中心となり、大学等の高等教育機関や社会福祉法人、地元の企業、NPO法人等が連携して、地域連携コンソーシアムという協議体を作っています。

コンソーシアムでは、生涯学習のための実践研究や人材の発掘・育成、普及参画を行うことで、学びの関係者間で障害者の生涯学習を推進するネットワークづくりを進めていきます。



障害のある方の生涯学習を支える持続的・総合的なネットワークを形成



このコンソーシアムでは、さまざまな領域で障害者の学びの創出に関わっている人たちが、それぞれの思いを語りあい、手を取り合うことで新しい動きをつくりだそうとしています。

まず情報を集め、ネットワークをつくり、できることからひとつずつ成果を出すことで、障害のあるなしにかかわらず、すべての人が生き生きと暮らし、活躍できる共生社会に貢献しようとしています。

文部科学省 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究事業 令和2年度 近畿ブロック「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」

紹介

障害者の生涯学習活動の関係者が集い、学びの場づくりに関する好事例を共有し、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を行うため、令和3年1月29日（金）に近畿府県内の12サテライト会場で、上記の会を実施しました。

- 内容：活動報告（2団体）
 グループセッション（3グループ）
 ・グループ内での実践発表（各グループ2団体）
 ・研究協議
 （テーマ）①いかにして学びの場をつくるか ②つながりをどう生かすか ③継続させるための工夫 ④どのような学びの場を作りたいか



サテライト会場の様子

- 参加者の意見・感想○
- ・様々な活動をされている現場の生の声が聞けて、良かった。
 - ・学びの場というハードルが高いけど、きっかけを作る人がいたら、たちまちつながりができて、その集まりから生活が豊かになり、それが学びの場が変わっていく、という意見にとっても共感しました。
 - ・現在でも点での活動はたくさんあると思いますが、それを線でつなぎ、行政がどう支援していくのかという部分が課題になると感じました。

5 相談機関等一覧

※ QRコードも合わせて載せていますので、ご活用ください。



発達相談や発達検査を受けたい

●兵庫県立こども発達支援センター

発達障害を早期に発見し、支援につなげていくため、診断・診療機能と療育機能を併せ持った施設です。



ホームページの「地域情報」のページに、市町ごとに、こどもの状態が気になる場合の相談窓口と、発達障害の診断・治療・療育にかかる地域資源の状況が一覧で掲載されています。



就学について相談したい

●兵庫県内市町組合 就園相談・就学相談窓口一覧

小学校入学を控えたお子さんの就学や転学についてお悩みの方は、お住まいの市町で就学相談を受けることができます。



放課後等に通える福祉サービスは？

●放課後等デイサービス

主に6歳～18歳までの障害のあるお子さんが、放課後や夏休みなどの長期休業日に利用できる福祉サービスです。

放課後等デイサービス等に関する相談は、直接、放課後等デイサービス等事業所か、お住まいの市町の担当部課にお問い合わせください。

事業所との連携にかかる福祉の相談窓口（市町ごとの担当部課等一覧）



教育相談を受けたい

●兵庫県立特別支援教育センター

専門家による相談（来所・電話）の他、必要に応じて、発達検査・心理検査等も行っています（予約制）。



卒業した後、趣味で仲間とつながりたい

お住まいの市町が主催する事業については、市町の行政窓口にお問い合わせください。

また、県内を中心とした、障害者の生涯学習を実践している団体については、神戸大学人間発達環境学研究科、津田英二教授研究室のHPにて、障害者の生涯学習を推進する兵庫県コンソーシアム関連情報として紹介しています。



お問合せ先：兵庫県教育委員会事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

（特別支援教育に関すること）特別支援教育課：Tel 078-362-3774

（障害者の生涯学習に関すること）社会教育課：Tel 078-362-3782

02教P2-101A3